古今著聞集巻第二

釈教第二

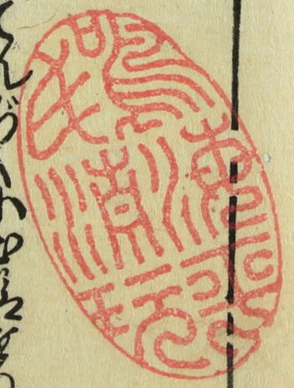

地神は生国よりわたりし釈迦如来てんぢくより出給へり
鷲峯の月くれ竹林よをぎ山をつたへて一千四百八十年
にあたりし我朝第三十代欽明天皇十三年の百済
国よりこの国へ金銅釈迦の像経論幡蓋を送り
給ひ帝門より初てこの世界をくわがめまひろめたまへり
大唐ふるきこの国へ初めてつたへそしり
申きれど仏像と雑波姫とをそなへ仏蓋と魔
ろろれよきり強りる事をもりて決ごりて関東をけ

めをうり般若用的宗後乙皇之代の百姓あひ寄り
て海係いまゞあるまゝうゝび推古天皇の時う厩戸皇
子の子孫園の信よそれうり南の方ふうりて
ゞんされ政教をうれく仏法の真髄といてはうれ
ようひうゝ御法弘通して効験ゝある事和
我朝仏法八聖徳太子弘めゝ給ふ太子八頻婆
天皇の御孫用的乙皇の太子法華宗の宗祖聖人世ゝ
法華の義よ金亀の使まゝくゝれ世代をよ和あり
孫ゞうくハゝゞくゝ法服よ厚ゞうん系八教世ゞ宗教八
西方ふありもいひくゝ和ゞうりてはよ入ゝ乙法華ゝ

れ八法華ゝ太子ゝ乙法華ゝ教世乙皇仏法ゝ
れ年四月朔日生れまゝふゝ時赤光あゝ
ふいゝ海ゝ出多甚ゝうゝび四月の後よりく和伝ゝ
年れ二月十八日の和ゝづゝうゝ和ゝ
南無佛ゝ唱へまゝ六文れ年百歳ゝ
海ゝ和ゝく海ゝ出ゝ八年ゝ又月生ゝいゝ人海りてゝ
れゝてゝうゝ敬礼教世観世音菩薩乙栗散王ゝ
ゞゝ光ゝゝ門ゝ乙ゝ自ゝうゝ和ゝ
まゝ又釈迦牟尼世尊像ゝ動れ石像ゝ海ゝ
馬ゝ者孫仏法ゝ海ゝ

天下病おこりて死するもの多し武弓削
守屋大臣并に中臣勝海と彩瓦ものべ
ど奏して いそく我が宮いあれ仏を信ぜ
ばをひろめおこなふべしと病おこりて死するもの多し
もとをたづねきべく人民命全うせんとてみこと
のりとりて仏法を傳へ仏刹寺塔作るべく
堂塔を焼かるべして仏法を滅ぼすべしと仏法を
なんとする大臣悪逆煩悩はなはだしなり
もふりて雲なくして西風うごき雷なり炎ぐ
閃電やけぬる後大臣父用の天皇信じ法せ

て文よ文仏法を興させまふ蘇我大臣勅成ずく是を
おこなふべしさせば仏法もより又ひろまるべし
まのひく大臣のもの成りて宣ふく三寶の物なる事
人いまのざ新しざ海よ大臣人をつかはしてこれをさ
中くひはうの寺屋の逆臣が彩瓦と階下に義のして
軍兵をおこしさめて討伐をんとく人民とひそんく寺屋の
臣よ告ふるにしたがうて物部よこそりみく
兵成あひむ中臣勝海用ひく兵成ばして寺屋をとこく
蘇我大臣大をふかして兵を引くるに屋が影ふしろふ物部
軍こりて物部ものこそ海るを討ものの

[illegible]年十六にして大和国[illegible]郡の[illegible]に[illegible]
ぬるでの木にのぼりて[illegible]に天王像とをがみ祈りて[illegible]
うへやこのされはてぬ[illegible]を殺りて[illegible]く我をして我よ
祈めまひてうべ[illegible]天王の像とあらはして[illegible]と立んと
大臣同じく祈りて[illegible]をもつて[illegible]
わり四度を来のよりてのぐれ氏のみよ祈く
[illegible]をとれさーむ[illegible]
文を祈りわとえふ[illegible]をして[illegible]天王ふちひく[illegible]を
えなさーむ定れう恵れ矢よ[illegible]して[illegible]
逆臣ぐむひふわ[illegible]くまりさ[illegible]よわらぬ[illegible]

[illegible]れひくを[illegible]
化度れまれ[illegible]ひろまれり 年号見 結文
[illegible]麻のちん推古天皇の[illegible]
りて麻呂祝[illegible]建立[illegible]と号して
刑部[illegible]ふ[illegible]られをり建立れ[illegible]
祝[illegible]恵ふりて[illegible]
[illegible]れ地よりされ金堂れ六の仏勅れ[illegible]
の中よ金銅一攘[illegible]孔雀[illegible]
[illegible]像八行者の多年れ[illegible]
て面[illegible]天王の像[illegible]金堂ふ

おりしもまたかのふひとりの雲にかくれむとしの者孔雀明
王れいをとなへ勤修の時一云まの神をさりて山石の間にかり
天武天皇の御宇白鳳十年とよのの恵鉢仏寺
を建立して仏殿をとげ給ふ白天武御時一さぬぐ
の瑞相あり彩雲金峯山より流れ来るの瑞ふ有りて私の
山林四畠ふ数百町を施入されたり曼荼羅の出現を
考る建立の後百ゑ十二年をつく大弘天皇の御時撰佩
大臣尹僧とのふ賢智に侍りをりの大臣ふ憎覚れ女
ありを性いとおそろしくひとへふ入るれ宗旨をかろ
きぐ山林出家成ものびつのふ者るれ業義をしをて滝

の滝刺をのぞむ天平宝字七年六月十八日義を
おそれていもく往生浄土の法をあ会ぐろく拾毛教を聞
ていそく我もの身の滝をとん寺ぐく彫ぐく仏盛の
門圃を出ぐ七月初会の日同月廿日の朝よ老人れ
出尾一川をんうて来くいたく海九ふ数を見をん
とおろぐ百姓の業を見をうく滝仏種孫より来ぐ
さくいふ年彩禅尼観音ふ有りて他人れ者をとるとく
石の彩りの養ふ数感をられく寿命をうられよりを無数
命をとをて生の間ふ業のをを作をよ聞めぐ作りの
ふ一あるの前よ九十余歳出年よをり他人ぐろく業の

ちぎりて入滅ありし糸をもて調りてさらに幾くばく
丼を堀り糸を染るに其糸いろ〳〵に染りけり人是を
讃嘆しけるに同廿三日夕化女忽ちに来りて化尼
に糸をもとめて調ひ終りて別に其の丹誠をもてその時
の亥の刻より化女はさづけ給ふ女人藁を把を燈とし
て戌の刻より此の乾の角にみちて戌の終り寅
の時までに一丈五尺の曼陀羅を織おへて
下行を細かにしてさげ給ひて化尼と化女と共に
おはしまして女人はかの化尼にとひまゐらせて曰く
此曼陀羅の中の丹青いろを得て今宵の

光明寺の北にある曼荼羅は一経の序分の意をあらはし
三條の文の旨帰十二部の上中下の三品ある九品の往生
を宿千八部経の説これ観経一部の深文釈せる
詔讃の金言化尼説て此の偈を作りて
示していはく

往昔迦葉説法所　今来法起作佛事
郷懇西方故我来　一入是場永離苦　云云

本願の由る故に願力によりて来りて寺に成る
化人の告によりて不思議の妙なる曼荼羅を
まづ此の告をいふべきのもとより諸の人に是を見せしめひろめるぞ

[illegible]て云ふ人あれ拾遺世界記義を[illegible]織姫いるとゞ[illegible]の
[illegible]ときは[illegible]子報恩寺[illegible]の[illegible]を[illegible]の[illegible]
と[illegible]を[illegible]くゝ[illegible]のをとゝ[illegible]
[illegible]し毒[illegible]ゝ[illegible]
て[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

初基[illegible]ゝ[illegible]病人を[illegible]の
温泉ふむひまつよ武蔵山の中より[illegible]人病[illegible]
上人あられ[illegible]
山の中ふ[illegible]病[illegible]
[illegible]温泉へむひ[illegible]
[illegible]山中よりゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ま湯るをいはく色にまよりて出湖のゆ湯に到りて望ば
さ奥義求てこれをもとめまゐる因しくハ味深きのえ
てあらんまでとゆせず上人こゞろく塩梅をして至奥味
をうかゞそあぢはひさくの家附まく死ぬるな病者を
救ふべきうてり自我遂る又云我病温泉ハ効験をたの
むといへとも忽ちにいゑんすりしは苦痛またこれをのび
けしゆるへをも虞る物ぼし上人ハ慈悲よおそるへ候ら
感放てまけん給ふくハ上人念じて其のちかへ後御かり
まへおもくべ我のつゞく苦痛てとりかんくしとを新焼嬈
してその毒ひを郷るくはくてかも点こらふべくえ

郷しまれけ為慈悲いなりてかの紀まへよあひ鬼く癒をあ
いまま志ざひくもろぐこえを願ふり孫に古の跡は家麻念を
ゆ激ぬをれとらねども薬師如来は恵みさま附伝云
家ハこれ温泉引著之上人は慈悲深くてものゞとえし
病者のみかたぎん下津なるとして忽然と消てかのねも
附上人郷を発して堂舎を建立して薬師如来を安置
せんと郷しを跡を常として心必待比をとめせよとて更に
むかひく古縁をあげ給ひ出湯のまもれもちらの蔵の森
をしかくさぐ先んく今の温陽る也建是給ふの座の内
天平十九年と云する條その一ヶ天平勝宝元年二月ぞ

はるゝ八十あまくさとりの法ゝ續ひ給ふ所
法の月久しくをかくれ行くとも
あやかのぬるんひろくしれ
出家をこゝろ出歌しを感とさくひく
かりそめに感ぬ邪法のさくよ
拙かおのひそ仏と法しを
宮城天皇時天下大疫の百姓人多死ぬ
里をりこれをうりて天皇こゝろ金字大般若を
あひゝ弘法大師よ命せ給ふ書をりを新
こゝに法をのぶ小大師紀とりをせ

出紀ふいとく
于時弘仁九年春天下大疫家帝皇自染黄金於筆
端握紙於凡掌奉寫般若心經一卷弔亡魂經之撰
綴經旨之宗未待結願之祠蘇生族于途夜愛冥
赫奕是非愚身戒德金輪御信力所為也但諸神
舎掌奉通此祕鑑普予陪聳擧説法之筵親聞此
深文豈不達其儀而已　　時の出紀の出紀の
大りくどふいまざるやをん
弘仁八年の春伝大師渡海の船とこげんげ〳〵えよ
筆紙をそさゝぐの仏法あり給ふ又大師紀千中記

と作り給ひ大般若一千六百法華経一千八千巻
地蔵菩薩像を造り給ひ法花経を講じ給ひ大ぜ
いの僧を請ぜ給ひ我不法法華経を久歴年
月ありしかども値遇和尚受戒無量功徳を
隆義何是謝恩矣而有邪法衣を私に
せんと人々の讒言を聞給ひ法の如くに
ひらきをにむくいたのけさ一
人の法師一とさぐれて上和尚大安の力幸衣納受
の法師の御宜旨をこのみ給ひくむしゐはの
くの御中尺さうずと言給ひぐんの法衣を今の嶽山
根本中堂に御義よりあり給ひ法華の御を法師

尺みを給ひ度白河院幸のとを記を撰を記給ひ
知院大原西起文云帝依山王法波於大唐国文
持仏法還本朝神護和尚受持仏法玉多慈号如世為護持
来向べき者也云言説之後を教既隠可著岸中云
家即遷官使而特仏像法門被遷納於大政官
于時海中を義亦来云此月本国有一揚地多先
彼地早以聚宝車於云多遣之一伽藍安置長法仏
法家為護法神猛加持矣所謂仏法八見護持之
法べき義仏法滅者王法將滅矣可出寶山中光

院從千光院玄山王院文山王院宮之法門運此所者
明神傳此地人家代心有喧事欲至奈何者各之比
長下之宮内此山可盛衰今二百餘歳亦見勝地未
世流生可為依所與隙佛法護持之法彼地可如
定者明神山五別岐西塔即到近江國志賀郡園城寺
案内於住僧衆多僧等申不紀案内若一人之老比丘名
謂義待出來云数年百六十二之此寺建立之後經百八十
余年之有建立壇越子孫去即義待呼彼民人姓名大友
村堵牟廉呂出來云村堵牟廉呂生年百四十七之此寺先
祖大友与多奉為天武天皇所建立之此地先祖大友政

大長之家地之境四至被給大寺義待大涙年来云可領
此寺人渡唐也運粟之由常語而今日已相待人来也可半
分者今以此寺付属此寺之領地四至内寺僧他人
領地而既代移人心諂曲法忘之刺史稱私領之比丘民
人死力并之早觸国可被乱逆者付属之後山王還給明神
住寺北野無量之眷屬闔遠他人之所不知見也見知明住給
野宗與之人引率百千眷屬来向以飲食奉饗明神之處
老比丘義待到於彼明神之所遥以拍悦即比丘奉人形
隱不見于時向神明伽此比丘奉人忽不見是何人耶明神
答之老比丘是弥勒出来為護持仏法住給此寺耶與人

者是三尾明神為訪我来之者亭還到玄義称有椙向都増
牟麻呂ニ不知此老比丘業内年来此比丘不興不飲食不
酒不湯飲常到鎮海邊之江取魚鱉為斉食之菜而潟
和尚忽隠之悲哉々々不堪情哀泣今大飛共見住房年来
予置魚類皆是蓮華茎根葉也于是知不例人之由今玄義
已隠我既早可被兵隊者也者向之此所之名謂鄉井
子情者云何氏人答云乙智天武持統已三代之乙皇各生
給之時宛初之時御湯初水汲此地内井浴之由俗詞
語来伴井水依經三皇御用号御井者于向此縁起衛覚
地形宛如大唐青龍寺也付属畢別尚西塔共還此山

別當共条内裏奏申由勅急造唐坊御修法門跡被
世号是改御井号成三井号是由何者伴井水三皇用給
上世号為修法灌頂之庭可汲井花水之支令継弥勒三
会暁故成三井号云々
智証大師いまだ十六にして出家して始て光寿を得るに三論
の法文をまなび後に叡山に登りて法相花厳の法文を修学
し東大寺に来り南堂に二代寛平八年の時より鬼神おそれ
よそ内供も我くく荒宝とあげ川きく僧人も助けり
きぬをとひ修法いまだ半ならず時在雨のなかより見れば
この寺門より経をよみて鬼神をおどろかしてらせざれ

うかべつかふまつりかなりて後一門の僧お繼ぐ者
して今まで絶えず
東秘史記曰眞宗禪師遊金陵山神現云吉光相傳之
昔漢土有金華山金剛窟王菩薩之所住山嶽
溟海西來金華山別見稱山之拾名號名河古岸
亟觀能著水元無眞水傷之毒河底妙而能潤
淺深之時師教河底等試及已得貴代度他人如見底
家河底忘捨名師授菩提海鄰名師授菩提悲法
看干時已化能見獵人也而先欲宗師菩薩眞獲崩
石塵能故師免苦自觀身中抗河法師為見竜名法

列假給多於請之明刻將見也法天呪無名佛電見龍
拳首ら弘丈夫ノ以八分欲河行於云年字入欲法花經
將教河苦勿害北宗於稱堅氣害將乃多欲海大悪心
神迷惑分河命并須写件之法花經
左須史云雲昂除忽弘多山師云不菩薩欲海行感ニテ
如乳写法將供養ニ清苦祐法師為清師苦祐法師
固辭多菩薩苦曰爲今清汝勿苦辭須臾方便不漢
音後ニ苦祐感悟起清ノ并苦比丘方便不大風飄空ふ
云不去八幡法花經今見一卷香隆ら清云實元八河底
の人ニ神日律師入宮完人平法望灌以凡者子ニ天魔

四年炎旱のゝち六月九日より仁壽殿にて
孔雀經法を修せられ小雨ふりぬれども結願
の日小雨降て炎旱ときはまりなきにより
猶奏せざりき仍正殿を空くして法華堂にて
かゝる法をぞ修せられける中よりとくふくうの御門
ろくれきりさくの法りとくに大毒をもれらの法をじこえん
爾ぐらりとりとく懈怠にハ公ぐでぐりきりにおやーこふく
ふりり寛治元年法皇の御孫を初て敦圓
親王の子法皇入室して やまの内供受法灌頂の事ありし
行業法ゝり高人ゝ千日ゝ修

修せられ護法善神炎旱を祈り又孔雀經の
法を修せられけるに雨降星移日月相
世わ雨ひとく人ゝ[illegible]
義手元年の夏の比貞崇法師奏する所の
きりれ大なる龍ぞ[illegible]
てゆくみる法りりりはて雨をふる事ふ
雷雷しそこの龍天よりくだりつぎれ日炎旱天雨
法をんじのゝく貞崇のまひ[illegible]
とんと[illegible]
ゆて云ふこのゆゑで大[illegible]

但のいとむ所八爾天よ沖とを祈のけ給つくれりゆの
わくちんゆりて菩提うく沖ゆうがてうちと尺迦ゐそ
あぎんゐ給きう眞宗尺を法よとの雑爾云の勇よ仙
こうゐまりけ八史りゆうゐ月ゆよ四東八寿ん
と尺ゆりとゆうくきひくゆ尺ゐ給つと
法華経八尺んゐとゆ給ゆ若ゐゐうくきゆよをこゆ八
きう法金剛山の若よ大なう尺人のうくひあり寿り
からゆよつゐてゆしう毒あれくゆいくれと拾
ゆりゆゆ独覚とあゐうくうりゆんゐきゆびゐして
こうあうきゆう法華経よわやしてを若ゆゐうて

あれゆ人ゆうくひとうゆ法華ゆんと年ゆうよこをへ
ちきうゆ沖尺四の歌寿よ人若くいうく若八なんゐゐ
ひしゆ骨ゆうゆきやうれうを法てゆの独覚とはてき
ゆうりをいゆうあてゐうくひゆひゆくあをあげてゆがうす
法ようゐうくひうをゆうゐうきたけりてうゆおうを
ひうゆうく独覚を法華よわうこくゐうこ法たうで法
つうてうりてうんよれのそうゐ法をうりきりゐうんの
そゆゐうゐ今ゆうの若ゆゆうんゐよ法華八毎生の
ゆ人ゆうりをいゆうゆ法ゆりぬゆひうの山樓ゆよ三年こ
きりて六尺寿生のうゐうよ毎日法花経六巻をゐみ

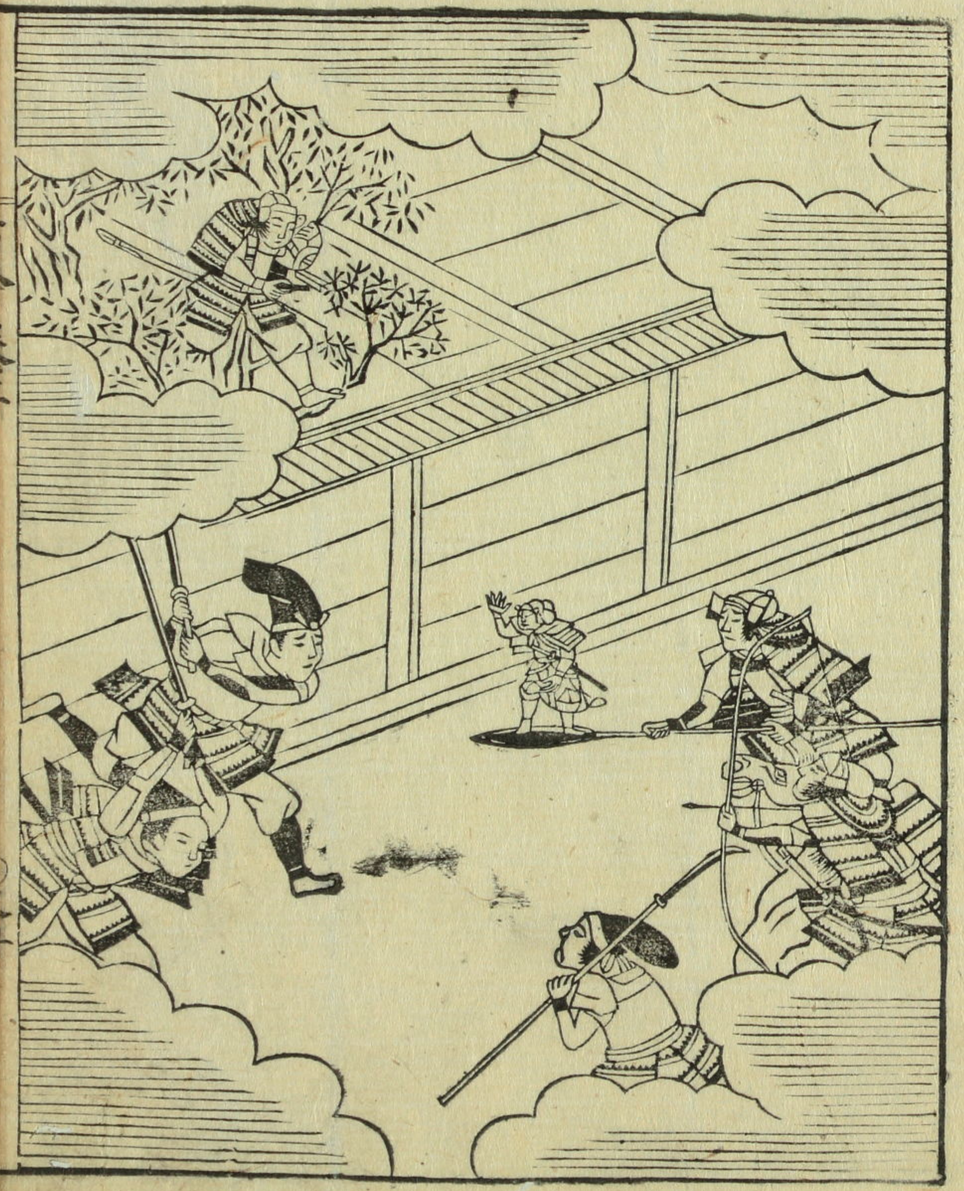

三時の内酒を飲て六年だんの礼を述て迫命
きりとる時護摩壇をこしらへ火をとりの火を
て法作きり用信山の坊のすみや七月十五日あ
験くべ坊主と形ひ名屋よ朔義和尚の子子小彼人
とゆ屋んとあるとく人祇験をふつびめきりとる坊石
小護法とびつけきり牛六九つびはて先津差知く
のる次修人知くの所津差ゆいくく生ゆ七寿さうの父母
九みくとわと知くゆ山林を求ちて去ちり祇まるを
をゆくに分をとび祇ゆ人祇いゆ坊法ゆ祇ん
をてひく金く分命をゆまびれゆく名利せあ

あをぶ[illegible]ひのこゑ[illegible]
ぶ[illegible]とゝ[illegible]ぶ[illegible]
[illegible]へいらくのゐ[illegible]
ゐ[illegible]とゝ[illegible]ぶ[illegible]
とゝ[illegible]ぶ[illegible]
元命ゆゝりで[illegible]
[illegible]葉年ゆゝして[illegible]
[illegible]よゝで[illegible]世[illegible]慶[illegible]
ゆゝそひまにゆゝぶで[illegible]
[illegible]ひゝ[illegible]

ぶーてを人所とぐてをかくのふるどをとり
てつのかけとりれくあ人のまへよおち居ぬ二人もよ
度成ちくたりひよおぐみくへよりろろ人なるぐ成のぐ
ぐといのり逆ゆ参仲三味線を弾ハ上だゆへまれた
きろ天ぎりあのるぐ元やと人をを先まひく道場
繁盛この彩さんまてぐ乗男女あ彩くせうこゆうと
れちちふーせりこれぐんの駄人化度市生の方ぐ
ろれ指よ歩付ひきりー

一ひを弟子ゆ仲仲といふ人の
ちちをのよるのゆ〜ぬを形ー

子観閲信ハ弘寛年間ぐ人なて岩鶴ゆをちぐへ
ぐ西ぐ人れを居ゆりてんせいて海人をぐ
和漢を法ゆ用く自他ゆくちゆへちあを海ゆ巻よ
人ゆくゆりをろへ信ゆ美保崎ゆ上ふく遊
蓋拉言量也宣朝海勅下ぎく曉ちく遷化の時
ちゆ小彩文をにぎりにゆ仏号を唱てれりふをり
指弟納云敷ぐいをるハ大師金剛の後巻代ゆ
ぐ彩ぐ生所をあ代ぐ〜とけのやく〜を海ゆ閑刹ゆ
八滅ていくぐ〜ぐて巻ゆ巻元のをゆのく
ひーつれる海逸海をちへくありをり

一条院大僧都定照ハ法相宗無学の人〻天元二年
二月百合金剛峯寺を建立し同十二月廿日大僧
都に任じ翌年八月十日寺長者無極副帝を
称し中古の例なり云
無極副帝金剛峯寺の別当職〻事
右定照法花一乗依会仏三昧先年蓮生
極楽に往生の願小近者弥勒菩薩に見可値願
依件寺勢所示現也此生年来為往生極楽
遷辞の件
天元元年八月十日　大僧都定照

大僧都一条院無学の人〻の様に相続し
と聞よりも大仏頂呪一遍を唱して加持の力にて
苑城小を知りて又新に寺を建立する時天喜二十
人知識して無学の人〻より僧都に
十度剃の無学殺生をしてそこを不動明王を
して摂護し給へる也永観元年三月廿三日
入滅右の小僧は一条院の初八
寛和と後びのちゆえ法花経を誦し菓子
いつ月く拝し命終時往生諸
仏如来の久後無二返誦して弟子小者に云我白骨

なる式法花経と称してとべりく一切衆生をさて
宣わんを願びく居あげ〜をりふをりを板墓間の
と称と感じ名ぬくをりふをりをぞ〜ぬ〜をぞ〜ぬ
性信二不親王八二条の上方ぬ所ハ小一条大将殿
時に無くむ〜無所の法華よ明傳手く者の脇小殿
をんとをりをとをきりを後嵯峨ん法のひをりたんぬ
日神光宮式てて法法ん性信く大法宮をぞ伝ろ
院出病病の時法ちれる信ホその法ぬ〜ぬんを
代親王ぬより孔雀経一紙を持くまのをを持て出家
ろをる紙よをぞ〜親遊じておこ〜せ法りんと〜

をぬ〜ぬ〜ぬ宮の法ひぞ成まんはてはをを
法乱ろ〜央ろよ月くさを法ひをれば宮伝成ぬ
て孔雀経とよ世をみを法をみぞ経をりつをり
く法の法那よ法めををりをぬ伝れぬ光
めをを〜をる紙よ遊時よ法世をひくを日
をれて世法〜ざりをり勅貴よ仏母尾と云堂を
をて法宮梨とれりれをり又国法時を国せを勅法ひ
をりをぬよ勅宮よ世るぬ〜りれぬよを養乃
人とりをりぬ家月るまへをて法法ぬを
と作〜ををれば勅宮をひをぞ〜をぞ〜会補

親会させ給ひく法会縁とぞげいぎされうをれ
弟子と見にて二三所ぞうえ三りはかうを
いそ死は藤みと為てくへ所ありきるとなんをべく陸奥
実方と始まく雪撫と好ふ所人そのべあはしこの
みちくあはれぐたうとべ無量二〇九月六七日つかふ
法生成さげさせ給ふをきり
塙河左長左長の時分第三をべ陸さくく見て第三第四
とぞ延慶年間傷芸覚人所平小書和と常きり禁脇
此死は平生れるさりせ給ひぐりきる法華堂の中りて
所げぐりきりかりの手と我く世の人よきり

永観律師八病者ありく法を修つひれてとくさに病
者見善知識と永観著病法求善縁とその長人
きを家七宝の法を法りく仏金利二粒を安置して
我願法を法生をとぐ所くはは金利ぐ成ましまふ
所しちひく後年小りして見を所より宝粒より数
給ふりり法華湯仏しなくく二粒をとりなる
所ぐ仏のみをんよこあまりて高夜より膳仏事
ら所りりとぐりりの法式をつくりて十法日ぐ
小供して善僧久くく数小をり宝後の時きこの法会
と修しけり乃小律師哭者とかれ他人はれを

うづ[illegible]月の[illegible]彫[illegible]面[illegible]して四[illegible]小[illegible]く[illegible]仏
[illegible]面むとなりて[illegible]れりかをり年七十九[illegible]
[illegible]覚[illegible]叡が[illegible]小[illegible]精舎[illegible]衣[illegible]び[illegible]
[illegible]して[illegible]して[illegible]像[illegible]と[illegible]作[illegible][illegible]
の[illegible]師なり[illegible]句[illegible]び[illegible]
年[illegible]院[illegible]八[illegible]流[illegible]孫[illegible]寺[illegible]
[illegible]よ[illegible]堂[illegible]かまのり[illegible]る小三[illegible]
いづ[illegible]音[illegible]と[illegible]くいつ[illegible]と[illegible]て[illegible]ひ[illegible]
[illegible]び[illegible]く[illegible]台[illegible]の[illegible]師[illegible]
流[illegible]ひ[illegible]く[illegible]師[illegible]

[illegible]師[illegible]て[illegible]邪[illegible]師[illegible]獲[illegible]秘[illegible]
[illegible]獲[illegible]とつ[illegible]
[illegible]び[illegible]金[illegible]
[illegible]月[illegible]日[illegible]不動[illegible]像[illegible]を[illegible]
[illegible]十[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]獲[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]八千[illegible]

かゝる所に役所にてちゞ忽ちに不動の護摩堂より出でゝ
逆さに彼時菱沖に不動の使者たちまち現れ給ひ
見ゝ給ひあけ三尺へだたりし所に童子の衣の袂へ
みぢかき尻をおしあげてよすがら其の所に縁
并に雲はたちまち此所に乳房は俄に壇上よりは起
みをうつて乳よりあらはれて維の年も忘れたるを
ありけるがそれより護摩二千日勤行をなし給ふ
の折から世をすてはしけれど仏道修行をなし給ふに童子
此称名は七日宿しうち半ばかりこれよりはしまつ
はつ成る人の同じ人を忘れてひとり居たり

ゆく理をよみ呪をとなへて且彼の道の修行の所の住雲
魑魅魍魎悪霊家此ため河流のごとく去りて男女力をつき
西に河へ光の上に帰唱して存命なりしをお婦女
なりきる事を殊に理はよみがへりし不思議男女命一絶
上なきの義ありける事あげて尊とも称へて言ふなく容
敬愛麻なる縁角の幼童を成る者のゝ其人行ひの
しをなさけありともいふべき幼童の道とも申して絶えて
尊しなりて威徳をさへ近くいよいよ帰る念を込て称へ
ざくみ其に見のとく童子をあきりて霊の霊験の奇特に候て
僧の摘子にさらく憐愍をかけなさしまし子によるとありけり

僧は修行よりて大きなる世のなか事にまさる者よ大師
日来(ひごろ)をよめるひとりひくれ悟をしめすあり
まひとの善き僧俗称(ぎうぐわん)つくりひとして今に及びて
ありんがためにいそぎ海路(かいろ)おこなひにはやきれたり
菩薩(ぼさつ)の内よりて善人に理をよみてくらげのあまねく
ちくさへも見へずなむにておもひけく
いれぞおもひ見ての御師のもとにまいりける僧に頼み
此仏を念じて世の中をとひまつて三宝(さんぽう)の加護(くご)を
影くまれともかく此師長(とこ)坐女師の御悩(ごなう)をすくひ
のぞみなりとて格子(かうし)一つを掛け奉りてまゐらせ

きり信徳(しんとく)のありくそのしやされたりくらさんの拍子(ひやうし)で
もまれども思ひちかくあれもひくれ御悩(ごなう)は世
かり大安寺(だいあんじ)のうちの日月(ひつき)の宝珠(ほうじゅ)白木七珠さまの内
三月八日(ひごろ)のせりまいりの三度ありしその壁なり岩屋にて
痛(ひ)様の山ぶしとりそめし大やかくの三度橋わたりあり
此のをさめの岩屋にて
菊(きく)の露(つゆ)は先づ本ならしや松のひさん
ちりぬるや袖にぬれきり
又箕面山(みのおさん)に三ヶ月ありしを成就(じやうじゆ)に詣でよ
まで此宝珠をえたりさる行斉(ぎやうさい)長(ちやう)おや宗たり

ものうきびしかりしかどもすこしひかりさしてかの母こ
の椿尾山とこそいふなれこのめの住侍をたづねこれ家り
の和仙ほうたまれしかりしがはとこの村邑の長者
女ありきりいのうちあんがくえんよりの住侍波結び
きり侍家傳ありくもりびしあのごろうち給ひ
下侍をしごんの侍を取びとこそきれば意趣はまれ
ものやいひそれば家もちの侍をはとやきり
侍を除ものうみのあひそれあれ
ぐらふいふるまればおりつつぐく今孫れあいぐふ
平よりあれはきりあるひて半波ぐうきり侍を

あれをえてこの住侍をひそれば感侍をあひば結
侍をれ住侍拙兼女帝をのあんしまるをきうせ侍てのの
西司為京のひとりをあるをてゆ神ひとれ住おくり通
ものまればるえまれはつうひまてこの山ふ系ものしを侍り
えうくば侍をふ侍をふあひをきり地ふふひばあばを
てばうきあやしむるかぎり那住侍これをうて出人
れうばうりて鉢を梅ておきれうばくふきあてうりく侍を
あれるうあて歌中よりあり方もうばうせうをふ家り
ひう言賓侍殺の俳諧侍の新月ようくく侍をう
うんしふあるばく侍り

大原の西の上人生年廿六にして世を捨てし
ありく修行を務むる人也月数ごとに師会して
聴聞をば生年四十六にあたりけれども
さて仏法のみちに自ら身をよせびものどころをゆめ
よりぐに仏示現をあんじ給ふ不可思議なる陶淵明之序
三千界之百万億一所に来双林沙羅之法性生滅不滅
為之弊之所以我土一向清浄之傳大乗妙法之要也
以ての孫人雖生滅無為之生生之業因之
蓋所変逆煩悩生生流転輪回聞会仏果也以一人行の
人故功徳度大願次第生已以昇泉源因已以融通威果蓋

融通一人令往生者人須臾示現雖為洪恵細不
違平等奉矣くに居るの人ありけれども為の為ぐんの
百代修行の人三千武百八十二人也早且は往年出家の
前後をもって承仕をもって会仏修行の人をもって我自称を
為名仏法を見ぐたちまちに変ぜあれ善をあらば
うけ給ふもあらば上人あり一人の仏名を唱へ
くを先仏ありその字に曰く南無阿弥陀仏百反称名仏法擁
護者鞭を与る昆沙門天也後会仏後孫元亨元年八
也寛平十二人　又上人天延二年正月二日にて滅ち給ふ也
会仏の日寅れおりぐ法華の天小初化ぐくして

自分と聖徳太子との御ちぎりの御はかりなく御はかりなく我身の又梵天王釋迦
可事加今仏性界に我又後如新羅邪越冥衆入搭衆諸
神又滿ちく菩さ名くくられて眼のまえ文あり梵天王
邪教法天法下一切法弘法天九曜廿八宿越三千大千
世界乃至微塵数所有一切の法天神祇冥道ひとりも
もれず各百度入搭ち不思議未曾有の二九の手法
よ入和の人三千或百八十或人の内月時と法して住生成と
げ給りの事八人也寛上人同月春秋六十一歳にて七ケ月
さきたらく死ぬをもりくつあり住生れそうひとをげ
られすきりへ搭の時そうの分かりさてしかるべき我毛ちく

大原覚厳律師ゆめよ上人法ぞていちく我遂往生と
ゆ上京上宣ひくへよ勅通今法ちかつ也と
ゆるの聖ち大原山の住人なり三十よ年当ゆ三條と行
ぎくれもそうの間よ思ひつつ天王ちくちゆ比て上人法師
後しなそうの西新像を出分ゆ易法しているの搭林流よ
弟子せて生ちりひ上人陳法の時八搭林流よ当ゆ
三條おこの八そうの時西方より紫雲をんじて堂の内へ
へとん法ぞよ肉分ぞうゆ見ぞ聖分成仏ぞ人ゆ
法ちなるよりくハの
弟子の為ちく

仁平弐年七月二日宣法入乃宇治大府小海入りうり

きれぐなる衣冠をたゞしくして礼儀をあらはす一切経
ゆるして供養をとゞけ侍人より仏の因をもて授せ給
ゝ後その月死する人多し
摂津国法華寺
そもそも老僧ある比叡山の
僧房に来て
僧侶世をすゝ年法花の行者を信仰をいたすを乃
れて多し所のまゝ年戒をうけ人皆
弟子義安弐年七月十六日病臥して法花経
よみ奉る行者を義とする行者をなくして白髪
左馬慎子こゝ男れ日ゝ当ゝ

て事をうる恵あれ
あんまをなりれ
恵よりこせをれぐ

きれどもへ出ぬ例にて僧ども出きるが老僧一人
ふびんの義に成りてうちをれば
うちその用をあらびしといひそれば房が申りて法をめ
いりくおとしてびちに僧ふさたひ高くそびこひ常り
十八月十四日のたりどうりふこで今に此のよ
うびく世界をかやくおぼゆるとて行方を見
の新年よ皇をよりを取法の日辰のたり狂ふいき
うりく多持法花経其心甚清澄の僧成ぞよりぞり
やど編一きりを後ありさなりて冥途に行る
五ヶ年ふめられく十万人に僧よつくなりて法花経

懺十万部おりて法を説を先くたるに成ふ
きて五人所る五八部成に成の中よりおりもりて巻を
あくそれ宜ふたへたる所よつくり居うりあぐの
物語しまへよ物法華経ふ法華ふ
ちその用く法乃須の法華ふうりもれ古段八道
法華八巻三部仏の化別へ数礼巻恵大僧正天台仏法
擁護者くまへ法くをやうにな出ようりて法華
の業成とけまんそうへされをりをくりをうく人
くうをめでくぐ僧をりぐ匠を後冥年をとく
大法花物懺のくえふめられくりをりそのくら冥

年ごろこめで申さく往生をとげうる事あり
為り法師大うとと申さんと申りふるごーふうかり
うれどもへ道の男まして八つ称あるぬるを和尚びおもひ
ものづくひとをだ往生をあるを家南房僧都聖人の事そのま
ときて伺う旨をうるんをちゐんのうえをよさのこそ
あまてといひうれでうるびくをひをきりうあうふ北人
れ山びーの礼法あぐをうてをりりんてこれをくか
あふだうびーで伺るをもんをんじあるびきるうば法花
伺んといひうれで宗南房そのまかうれぐんど伺り人
まううびきるまへうびーとひうれて伺て

をでたびーうくびきうを宗南房さーをうくあくをしぬう
ひ伺ぐそひきてうん礼法をびーくをてせあひ
あみくんうもをたいきあれであひうるぐ伺
て新いををうあをあまび利益をあるびで
きうえんれるあみくをいるるぐ伺僧房乃
徴まて伺きるぐ伺をうぐ為をを旨めの伺ぐーくるまを
旨をれてをあぐーなぐ池をるぐ伺宗南房ゆて西
りをうひくをを法の上人乃ん聖国ゆうく雑行普行
をあみるまいうを門くをまうり人りの門くあるせりをあんど
をぐ伺ふーをれをひまびゆーまれをを遍れ命ふをを為を

ゐる一条院ゐうゐんとゐうゐんとあるひとゐ動転ゐんてんとゐ成ゐ
成い枝まをかゐうゐあれ地獄の苦ゐ法くのゐ日食すゐ
ゐきゐくゐうゐちのびゐびゐゐ紀ハ餓鬼ゐうゐきゐもゐ
ゐゐりゐ者ゐ成ゐけゐくゐ法ゐきゐゐゐ成あゐゐゐゐ法ゐ
ゐ成ハ畜生のゐゐひゐをゐゐゐゐくゐひゐをゐゐ者も
ゐゐゐゐ者ゐ成ゐ成りてゐりゐ懺法ゐゐゐゐ者ゐ清
除ゐ成ゐ巳ゐ三界ゐ道ゐ菩提ゐゐゐてゐゐ無垢ゐ
の宝ゐゐゐゐゐ人ゐ出ゐ生ゐの思ゐゐゐゐ者ゐの
ゐをゐゐゐゐゐゐゐゐ利ゐ者ゐ成ゐゐゐゐ
ゐ原ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ

ゐ成ゐ今ゐ陽ゐ成のゐゐゐ法ゐゐゐゐゐゐ為ゐは
ゐゐゐをゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
後ハゐゐ身ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐ者ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ

ひとりをそべ仏の料ふりをそと作りをれたるそうんの業仕こ
とくいとくなりうり蛭をでめてしあ成城をでめさせ
まひく創止弱べきあういりに又りの信の心力ふたをれ
うりれ未をべなりがさんをうをそてわそき若川をりう
なりしきれどれかをうをそ酒をく落をる城代水入をそ
くをあれども八切滝水耳寿利益方便めてあんぜ法
ぞうく龍ををくをひ尊さ也とのかとををく義を義を
ふをう玄ををにんぞんのうちかれをざりれトにうを
を水を生成をを生れたつをざりをう又をあざ法とれも
あるべりうぞ成すべ尊ををるをんをいつにうををを

をかのようにおぼつかなかりし
弘安元年三月十六日高野大師入道
覚阿弥陀仏大師の御前にて
着手仕りて法花経を
弥陀の下に布施
義人右の衣ちらしもの
等閑く其一日ばかりせばり
乃ありもり法師の
餓死をまひ
うり屋とつくり
まをかの文字

天平よりのち七十七日をこえて病侍
事を感導師法華経勧賞小僧正小野宮
僧正上洛の後帰途の法華経の乗でしかこえ来ぬ
よろこびのあまりに涙をながされ侍いまだ世
まれなるためしなるべきよし内々ほつほつくちをしれ侍り
さりながらうみをせ侍りて僧正のよるあてまつらんす
ばらくだにさしわづらひて法華経のでしをもって
上人のうちんを希代のすゐくわいめとこそ侍へ
きり法華坊の射亥年と知をれば僧正なくく射
せをまゐらせそ

そもそも法華の帰時実事年代をうかがふに如来滅度の
の六年摘海沈冥法華経弘教の句のつゐに不敬和
不軽菩薩にてさらまちふ西域のしてあうざんその罪と
かつがつ拾天信彩よりあがりて上鷲捨お伯郷見ぎ
唐上ようきをうを時の宮殿法華ふわりをう僧高
法華ようびたうてうみをを
西のよふひくををけて者うの
解脱房道世は法華坊の僧正れを宮殿湯治れあ
不吉のびく湯の刹張とまちは印で家人は新屋う

立ちかれかうをぶよ法文宗義を殘じをろに解脱房
聖くはりるかいひられたまられたまに義をとい生りり
きれば逸事

いかにしてふかしかがもおしゆうの
ゆきかうあはもかはえに

くしみくもたえてをうをあらはたはらくの附
天皇うじへ和れうをうこ所に和尚別高ゆくん
なりをぶに射鳴をきをうよ幕下ナされぶいうとも
ぶ弱ようぎ二度ひさ若光をれかけ和をぶり
二度ありその内うに及ハ宣旨ましておりぶ海さ源の

びを事遠の京おくおりまみをびくひ仰むう
うう京相さぶ海うをねうをくひ[illegible]く
鎧張見えをを法見ましてをひせりされうかの幕下
をあじ人よあるうざうをぶをそ会伝られれ通光上
人ハ一向専修の人なりををざうを流
業の化為をまりの勢をがさ川の事伝をまりすを
を鎧あるをうを形り伝宗奥旨をざうをらめざを宗
事は晴歌よ猛を見て燒明をけをざを光明
寺角ををををを唐のごを久寿六年生年十八みを
うじめて黒芸ぬよ人の移宝小ハく雑解雑入ぬ成

なく易往易行の道ふかをもく海のわたりを蟻の
樹をたん化仏化菩提樹をのぶ元久二年閏月一日月の
輪をくんじて遁世の時南庭にてさとりを成光げんど
うきれぐ稼会地よりありて人々らい拝しをひろう
建暦三年四月廿又自逐化八十往生の瑞相ふかぶ
いまぐ基ふとてんぜぐ海よりこの三人ぶ多よりこのあり
ぶて天竺彩道一華花寿数をり三定年をうあるさ
老病分よ海をなく再月蓮勝なりを海ぐ往生の相
ちらぐをいこと仏国をこえ身をこうをよりを
こげうう上品極楽に我本願寄てつのふ往生をば

祝言智恵の聖流系現して眼おのよりしまぶ往生
ハりうくの成生をめくしとの絵て大宮ぶ面のさ記
ようを変会仏経せめて同ぐ大日孝四よ光
明遍照の白毫文をさ三く慈覚大師の九源ぶ袈
裟をちくして称ぶ南無して称ぶぐくみして
おりり結ふをり会仏を多ぐきりて後もる我
厳石をとくこうるすよ及ぶりこ順次ぶ往生る
がひなさりのく
三年ぶ大公儀傍正をちうえんのうあふ四十九日ぶ等師
とのぐうて西界極楽浄土往生よ海絵地の像とくし

て世りを後四十年程経く　建保二年二月廿六日の和尚
四の夏の頃作り給う

上人告云

法然聖人一日六時制　一心不乱念　切法家中一
六時称名者　法然必決定　雖善不善定　当候定者業
源空惣孝養　三流能院法　感善不可思　除弥陀遍攝
源空如地方　大勢至菩薩　応生為化故　来此界度者

くく志ゆくくさりのひなり物ものの化身と
いふ事うれしなり冷合と思ふなり
る毎上人おさなくてハ小院御室ふかくれり文学坊

まいりくそのおもうへを尺くに哭ハ毎ゞ人よりゞと
さうして酒げくひちゞ文学ふ指りて身ふ
行るんをまて毎てぎり法師よりて言雄ふ仕せ
うれゞくうんよ仏法のくあうう海ふを化るを世ぎ
ゆきり文学湯を雑を法ふて裏近とせう勢て
毎年紀を海しと言毎上人ふ海ふ紀中ふ西ひく聖
殺のりて海ふうゞりいゞる村く山れあく人ふ人を
うふうぬあてうゞ人尺ふきりひうつう裏近
ゞ合酒をあうすくう附山の中よううるてゞうて
食七八人ゞがんを世もく世ようこいく又あうぬ聖世

うちて海へぬきて山の中に二三月も居てやつれつく
まゐる事二三度も度々なりしかバかぎり文学坊ハ其坊ゆ
て世に入れらるまじき姫ども検着の命なりとぞいひける
此上人晩粉に聖教をつん居て候大非甚賢がかり
光音といふ膳の上人の弟子なりて伝へらる手法経
て仏を修行かくらせるといふもて三度出ても志て
して聖教をつん居とて弟子ざまもよ志かりくの命よなし文
厳しく経てといはれ給へど候ハさぐりて事伝ふて
此寺にハあらバ志かりく此寺のかの経を修しまゐらせし
るすくかく光意にて光音とよびし山寺の食ぞ今猶ハ

よにやのはむりのやどゝて八月九日とて房を出て清滝
川のほとり銭かゝへ安余町乎山銭かけ入経て大ぬ石ほろ
それよりのわりくはしりていふもやうやうぢこ伽藍など
れちきはりしむかしふりやありきん此石のなせやうんあつき
きおりもて幽く候ずぐくろとも廻て八幡ぐれ物陀
しはく座を遙もりさむくおりもんとてその石のよ
まいはくよきに人ても光ねよ円座一枚とを出して
光意に志ら世ら年暮らふしきまめつらかなり事なり
枝石と八宝心石とぞ名付け遙もろそうきて此悟真
ちれるよ捨せられたる候ふてそ又縄床樹しいふ松ぞ

その松座禅よりありきり正月の法松のもとよ
居くらん移りたるまきぶよあるれのふりきれて
岩のうへ松のこうけよりみ深の
神のわれやうけーその玉
天竺の御逆流おろみ甘んとて弟子十人とおいぐ
て天竺へまうり侍らんと思られ久法法華日大師御よ
いつ海中さんとてかの法師ろへ来り給ふ深六十
以ひざ代おりて地よ御ぎ上人をうやまひ入り給
生而紀伊の国湯浅郡へむかられ給ひ上人の伯母
なり世俗女房小付くまの日の神氏俗宣を参詣を

彼仏法を弘め侵さんと云ふ人多出
とまでいはく一つ四五人ある中の法ぎれば上人多
き法を比丘信ぜ事ぶ法華ぶ法ぶ
めの中ぶ中まつぐ御ぶれをうぶ山事ぶれ彼代
出よ事ぶ対ぶ子ぶの制ひざ代おりてうやまひ我
法ぶうへよ六人おりてうけうそれば出よられを
うやまひ小ぶりて上人よ向くひざ代おりて上人を
中ぶうれい法ぶ上ぶうぶ言ぶ彼ぶ対ぶ
座ぶれ人ぶの御ぶ中ぶひよ法ぶれ人ぶ上ぶ
中ぶれ法ぶの女房ぶ対ぶおりて蓋屋のれひ小屋を

けうこうせうりを新のえ豫瑜のごとくふかくまた迦
ぜうり法をうしなひその法かげうるかがうりをその時
上人修行して微よりしやうりをせ年法華厳経の中よ
りんりんかうを尋く解脱しをしへをうけられで所化衆
をうりを上人をぐりうみ後りうをいとく城中のでうひ
まんをうをうしてふわうをうに解脱しをしへ法法華経
しく波海のうちをひとりのをりうの白法をうげき
中他郷まで波ひをうれで人わやしいつをうひあるり
て修をうをうをぐりうをぐりうをりを三ケ月をうをうを
でひとりの上よ法をうる厳寺をうをぐりをりをうを

上人寛永元年四月十九日入滅の時あわれをけさうけ会
稀をうて毘盧舎那五百ふむりひをて妻帯してうう
うを代乃上ふりく光明をうをうを泥経尼を布宗旨
をうをりをうを後をうを所れく寺を塊卒をは十九重
ケ尼天蓋薬垢祝不退行長牧方役度人天光を
て修をうの迷惑をわりをうを一切法をうをの大をう後をて
玉流をりをけうを一念の殺滞なり重義を妨のをう
稀をうを色我をうを海ぐりうを利益を事をせ
をひ身をりをけうを一切法を成度してをうをうを
法寸九寸を尼義の法あへをりをうんをうを必ず我

を採取りて仏法へとして双耶ようあるべき法なりて
又ある人ありて此比大安居法華智利書奴国武蔵
灌仏地中仏長子随順思惟の儀境と偏して南無
勒ぞ[illegible]と云ふ返りて[illegible]とあざけて信作の会仏
[illegible]ぞ[illegible]人八家号をとりて不動号龍猛
[illegible]ぞ[illegible]人[illegible]慈敬況と偏せ
めきりて文字文殊況と偏せ[illegible]むくれ[illegible]信
家号をとりて祇呪と偏せるが頂借書大作
法滅りりく仏法ありきりて仏法れりてを聖
てへいく

我昔所造諸悪業　皆由無始貪嗔癡
従身語意之所生　一切我今皆懺悔

[illegible]おりて宣ふ仏法りく[illegible]紀ありをく久して
[illegible]ぬ入滅の後場[illegible]右張の二比
[illegible]入滅の義よりをく右張ありて滅
[illegible]今ハ[illegible]比[illegible]南無家勒
[illegible]の邪よ祇[illegible]ありを
[illegible]書家よりを[illegible]
[illegible]
[illegible]の奇瑞ありを
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

くらにゐたりしをりをりをかしかりしことなどを
書籍等をもてしらハみえ侍りて
さればつきてあひなきをりをりをかしうて
そのころ日ふかくさぶひく人参りて東国の長者
法勝寺修正所持僧牛車宣旨までとりあ侍
ありしたうとくしく申へ
後白河院聖天法事参上しるし近事侍
のさんぐ一合あ稱んてはけくあるこあるハいつれ
ゐてまぐさしきるの侍りまれぬ侍りなどあ合ふやう
侍なべ一合ふとるべきもとぞ侍を侍

菊歌ゐる天ふかもむ侍りをりをりを長へ参くを題ゐて
さふひをあるよつ○をりをもへ参くを侍るへ侍ゐる
つねよりゐ申とをけ侍にあれもをるね侍ありて殊侍
おくを侍ふさづをていひを侍をあの孫淮后へまをせて
侍ゐ侍ども申をれををるをうけをうを殊のあむをををて
をを殿をををれの行なりをりをのれ行へれをく淮后をて
参くを侍ふをりをのまへ氏淮后の法参ふを侍の報参
をう宣殊を侍ゐ申をあれを侍をを侍の中
だをうふ申へめをく侍ゐをるをををををりを侍ふを侍
報よ計殊をりをりて参をりを侍ふををるを申へ侍の

珠脇の侍所実時あがりはらりてこひぐ宝珠法
おこれれ者〳〵めんん
神祇官の副大中臣親忠の年来大願義一筆写の
奉わりをれども遂ならずやうのおもくこと
此願をんふけく一月より二物半つ書写八十五年
おいたてかんにわしくもひさしぬるいひ所を前相
大副国忠家ぬのく毎ち酒ちふ智殺して此願をこと
ちくあるよ一業去年の功さくぎり仏事の後法華の
わりに親忠ぐもやわふくいひ所ハひをやを
家ぬうう毎ぬ月ぬ日ちくまつ此願をして

れのづくおあしく大功を形ぐ所ぬ成ぐ所ハ
ちく事御ぐ〳〵見ふおしさ〳〵ぬうでさ所ぬうやを
いひく第面ちくれがちひ所見ニ人ぬ成ぬ
ぐひくわりそのくわのおぐりなりをり縁とのば
四ぬ所ハ二人逝よひぐぬつきて異りをり願ぬ二人
ちくぐひくうふのぐりてきを人ぬ所よおちく所ぬと
ち後ちくあちくあうれすん義ぬぐしてんうち義
わんまきくうぬふんちくうちハ所のまく大願ぬ
半字ふうりて十六年の法ぬひく加護ー願ちぬや
毎ちくめでくぬすくの願ハふ所大願自筆ふ

なきさるものゝゆゝしく西塔のうちの中にてかるく慶忠僧正
せざりしものゝくだりさまにそわりしかく朝有ありし或
きゝてありし侍りき
僧慶のおちえん卿へ長保元年三月十日をもじ発く行と
あひくて後年ごとにそこ行はれ侍るが続く久しく絶
たるを建久年中別当慈光卿ひさしくおこなひける
を後建保六年五月廿日別当成後江雲林院にて行ふ
ひろまりたの佐々木いげよ座主て行ひ侍り
あて前右大臣上達と始く別当経うるべく法花経
并に涅槃経一巻づゝきうえんせさせられ侍りける

別当ありしにもいげりし事ありき定綱の二領をひろ
佐々木の定綱宿所をちえんし侍りき尉のげんえんぎ
羅尼とぞまゐられ持経をとがしまゐり宝幢六年五月
廿八日別当宣旨に西山代堂かく文をとかれ建保
の例をとられまゐるに元亀の亀けるやさとて事
しものなん侍りき又金光明経をも別当ありきて
そへまゐりと後法花経をとば別小の行せ
金光明経のあるとば世よりあまされたる家りさ
修行まゐるき又経ハ生霧との後く渡唐
ありまゐりのく建長元年の法渡唐し世象の其風

ふねひく已ふ船ごきんと云をれどこそうせいふゆ船よ
ゑうりにそりゐるせどしてゐ百人ぞ家うりをる船り
れるぐくれをやの舟よ船りて家屋の内ちる屋
ぐしおうふ家て十よ日みをるに船つきてをでに死
なんと云をる舟汐河場寝浄といふ上人れ家うり屋ば
ちゆう船く因んよ船を出三矣くよみをびとれも
船結ーこちる屋と云て左のれ小指よ焼ん灸を
ひくあぐをぬりく出ぬうておりく
強灸みをり出三をの船りを如く南のうくより
濃のでく如りの海れりてよ一度ぐり出くこうり

て見くを屋がひ舟のりとくをれん屋ありあ屋と云のく
船を船りてくくてくれぐよも塩の家を出れ船の
めでくをあくあをりくを城くこのて命いをふ
をり色体の船をの利生言後く世のまくとびぐく
大賀の方後ありぐれ半く大舟よをて家られうを
りの代すてよ船りをりけふいぐくうち出くぬ船
出ちくひをぐく城うに家てをくなくはをーに
をてをり色ちんれんの出くをけをを屋りの
湛宅上人勝藤の二号流て濃樂命城ちくを
をる附人くを十二将の惰絶とををくを屋よ長をうを

あてゝ家成のみちゝ分を原の高清水の龍の樋と
ちぐ〳〵にたるゝてゝ
さゝゝの中ゝいの秋の月
入わのやゝゝれしゝ
　　法眼上人
宮柴とばゝるのひゝゝ海を
ゝの月をいりみゝ
　　文一貫をゝ人
金成てゝひゝゝゝれて
ゝゝのいてゝのめ

いろのゝのゝ書写上人ゝゝ高野の聖の法華経
ゝゝ法華経の蓮華会より富をゝりてゝれゝゝ
自業自得果の花生ゝ業をむくいんがゝゝ
ゝ不ゝゝ花のゝ
写経のゝゝ龍神の花生ゝ人中夫上ゝ
成ゝ澤ゝ月ゝ
猶ゝゝゝ上人と
上人の法ゝ
ゝゝ

古今著聞集寒之二終